

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人中辻創智社（以下「本財団」という。）定款第26条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 本規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、前号に定める役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員に対しては、別表1「常勤役員の報酬額」及び理事会の決定に基づき月額報酬を支給する。

3 非常勤役員に対しては、別表2「非常勤役員の報酬額」及び理事会の決定に基づき月額報酬を支給する。

3 役員には、賞与を支給しない。

4 常勤役員の退職に当たっては、別表3「常勤役員退職手当の算出要領」及び理事会の提案に基づき評議員会で決議の上、当該役員の任期に応じて退職手当を支給する。ただし在職年数が3年未満の場合は支給しない。

5 非常勤役員の退職に当たっては、別表4「非常勤役員退職手当の報酬額」及び理事会の提案に基づき評議員会で決議の上、当該役員の任期に応じて退職手当を支給する。ただし在職年数が3年未満の場合は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 本財団の常勤役員の報酬額は、担当する業務の内容と実態、出勤日数及び業務時間、本財団における過去の実績及び功績並びに学歴及び資格を基準とし、別表1「常勤役員の報酬額」の通りとする。

2 非常勤役員に対する報酬は、別表2「非常勤役員の報酬額」に定める定額とする。

3 常勤役員に対する退職手当は、別表3「常勤役員退職手当の算出要領」に定める算式により算出される額とする。

4 非常勤役員に対する退職手当は、別表4「非常勤役員退職手当の報酬額」に定める定額とする。

5 常勤及び非常勤役員に対する退職手当は、役員として円満に勤務し、かつ、任期満了及び辞任並びに死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

3 月額報酬は当月分を毎月20日に支給する。口座振込で支給する場合で支給日が金融機関休業日に当たるときは、翌営業日に支給する。

(通勤費及びその他の費用)

第6条 役員には、その通勤の実態に応じ、実費相当の通勤費を支給する。

2 本財団は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、代表理事が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成 27 年 12 月 18 日から施行する。(平成 27 年 12 月 18 日評議員会決議)

附則

この規程は、令和 3 年 11 月 4 日から施行する。(令和 3 年 11 月 4 日評議員会決議)

附則

この規程は、令和 4 年 9 月 2 日から施行する。(令和 4 年 9 月 2 日評議員会決議)

附則

この規程は、この法人が公益財団法人の認定を受けた日から施行する。(令和 5 年 3 月 31 日評議員会決議)

別表 1 常勤役員の報酬額

1. 代表理事及び業務執行理事

年間 9,600,000 円を超えない範囲で理事会が定める額。この額を 12 等分した額を月額とする。

2. その他の理事及び監事

年間 3,600,000 円を超えない範囲で理事会が定める額。この額を 12 等分した額を月額とする。

別表 2 非常勤役員の報酬額

月額 30,000 円

別表 3 常勤役員退職手当の算出要領

1. 退職手当の額

退職時の報酬月額 \times (在職月数/12) \times 係数
ただし在職月数が 36 ヶ月未満の場合は支給しない。

2. 係数

1.0 から 3.0 の範囲内で、在職年数及び在職中の功労に応じて理事会にて提案し、評議員会にて決定する。

別表 4 非常勤役員退職手当の報酬額

1. 在職年数が 3 年未満の場合

支給しない

2. 在職年数が 3 年以上 5 年未満の場合
定額 100,000 円
3. 在職年数が 5 年以上 10 年未満の場合
定額 200,000 円
4. 在職年数が 10 年以上の場合
定額 300,000 円

第 9 条に記載する別の定め（別紙）

常勤役員の月額報酬について、別表 1 及び第 4 条第 1 項の基準に基づき、毎年、収支予算の方針決定の理事会において次年度の人事費を議論するものとする。月額報酬額の変更を理事会決定した場合、次年度の定期評議員会に付議するものとする。（2021 年 10 月 22 日理事会決定）